脳脊髄液漏出症は、交通事故、スポーツ、落下事故、暴力等による全身への外傷等を原因として発症する疾患である。平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加した厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、本疾患に対しては、平成28年より硬膜外自家血注入療法いわゆるブラッドパッチ療法が保険適用となり、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた本疾患の患者は、保険診療により治療を受けることができるようになった。

しかし、その後の研究により脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず、頸胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。また、硬膜外自家血注入療法を頸胸椎部へ安全かつ確実に行うためには、エックス線透視下で漏出部位を確認しながら行う必要があるが、診療上の評価における要件になっていない。

さらに、本疾患の患者の中には保険適用の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件に当てはまらない患者もいるため、医療の現場では混乱が生じている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な 措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 硬膜外自家血注入療法の診療報酬において、エックス線透視を要件として、 漏出部位を確認しながら治療を行えるよう、適切な評価に改定すること。
- 2 本疾患の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも 報告があることを受け、診療報酬算定の要件の注釈として「本疾患では起立 性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

沖縄県議会

内閣総理大臣財務大臣内閣官房長官生労働大臣内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)

宛て